ねんきん通信

年金時効特例法が施行されました

これまでは、年金を受給している人に、追加すべき新たな年金記録が見つかった場合、時効消滅により5年間分しかさかのぼって支払われませんでした。しかし、7月6日に施行された「厚生年金保険法の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」（年金時効特例法）により、全期間さかのぼって年金が支払われることになりました。

今までの取り扱い

年金記録が訂正された結果、年金が増額された場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていました。

〔具体例〕60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合

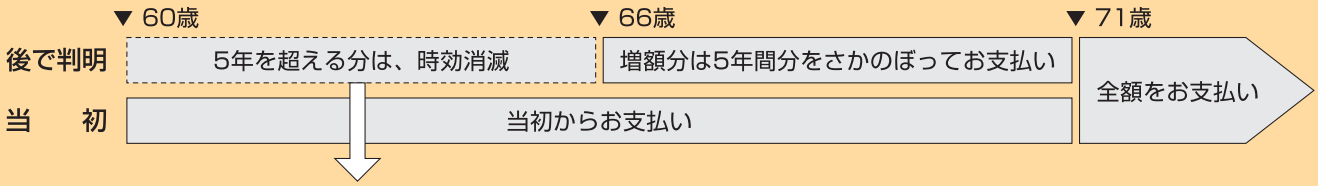

今後の取り扱い

「年金時効特例法」の成立により、時効消滅により受け取ることができなかった分も全期間さかのぼってお支払いします。

対象となる方

すでに年金記録が訂正されている方

① 年金記録の訂正で年金が増えたが、従来、過去の増額分は時効消滅で直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていた方

▶▶**〔老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます〕**

② 年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとなったが、従来、過去の分は時効消滅により直近の5年分に限ってお支払いしていた方

▶▶**〔老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます〕**

③ ①や②に該当する方が、亡くなられている場合には、そのご遺族の方

▶▶**〔未支給年金の時効消滅分が支払われます〕**

※ご遺族の範囲は、お亡くなりになった当時、その方と生計を同じくされていた方に限り、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります。

今後、年金記録が訂正される方

④ 今後、年金記録が訂正された結果、上記①～③と同じように、年金額が増える方

▶▶**〔増額された老齢・障害・遺族年金や未支給年金が支払われます〕**

下水道情報

下水道の役割

環境保全　家の周りには汚れた水が溜まらないので、害虫（蚊やハエ等）伝染病の発生を防ぐことができ、まちが美しく清潔になります。

水質保全　汚れた水は下水道をとおり処理施設できれいにしてから流すので、直接川へ流れ込むことがなくなり、川や海がきれいになります。

下水道宅内排水設備工事はもう済みましたか？

宅内排水設備工事は、市の条例で供用開始の日から3年以内に行うこと（接続義務）と定められています。各家庭の排水設備工事を行うことで、地域の環境衛生が良くなり、下水道施設がより有効に活用することができます。左記の下水道の役割をご理解いただき、早期宅内排水設備工事にご協力ください。なお、工事は市の指定工事店に依頼してください。

※下水道使用料は、下水道への接続時点からかかりますのでご了承ください。

問北勢庁舎 下水道課 T72-3515 F72-2260